

介護保険料 新旧対照表

【第9期保険料 (国基準)】

| 段階 | 対象者 | 負担割合 |
|-----------|--|------------------------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円以下の者 | 基準額×0.285 ^{*1} (0.455) |
| 第2段階 | 本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円を超え120万円以下の者 | 基準額×0.485 ^{*1} (0.685) |
| 第3段階 | 本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が120万円を超える者 | 基準額×0.685 ^{*1} (0.69) |
| 第4段階 | 本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円以下の者(世帯に市町村民税課税者がいる) | 基準額×0.90 |
| 第5段階(基準額) | 本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円を超える者(世帯に市町村民税課税者がいる) | 基準額×1.00 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が120万円未満の者 | 基準額×1.20 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が120万円以上210万円未満の者 | 基準額×1.30 |

| | | |
|-------|--|----------|
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が210万円以上320万円未満の者 | 基準額×1.50 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が320万円以上420万円未満の者 | 基準額×1.70 |
| 第10段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が420万円以上520万円未満の者 | 基準額×1.90 |
| 第11段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が520万円以上620万円未満の者 | 基準額×2.10 |
| 第12段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が620万円以上720万円未満の者 | 基準額×2.30 |
| 第13段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が720万円以上の者 | 基準額×2.40 |

負担割合減

負担割合一部減・多段階化

多段階化・負担割合増

【第9期保険料 (藤沢市)】 令和6年度～令和8年度

| 段階 | 対象者 | 負担割合 | 月額 | 年額 |
|-----------|--|------------------------------------|--------------------|----------------------|
| 第1段階 | 同左 | 基準額×0.285 ^{*1} (0.455) | 1,795円 (2,866円) | 21,540円 (34,390円) |
| 第2段階 | 同左 | 基準額×0.485 ^{*1} (0.685) | 3,055円 (4,315円) | 36,660円 (51,780円) |
| 第3段階 | 同左 | 基準額×0.685 ^{*1} (0.69) | 4,315円 (4,347円) | 51,780円 (52,160円) |
| 第4段階 | 同左 | 基準額×0.90 | 5,670円 | 68,040円 |
| 第5段階(基準額) | 同左 | 基準額×1.00 | 6,300円 | 75,600円 |
| 第6段階 | 同左 | 基準額×1.10 | 6,930円 | 83,160円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が120万円以上135万円未満の者 | 基準額×1.20 | 7,560円 | 90,720円 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が135万円以上210万円未満の者 | 基準額×1.30 | 8,190円 | 98,280円 |
| 第9段階 | 同左 | 基準額×1.50 | 9,450円 | 113,400円 |
| 第10段階 | 同左 | 基準額×1.70 | 10,710円 | 128,520円 |
| 第11段階 | 同左 | 基準額×1.90 | 11,970円 | 143,640円 |
| 第12段階 | 同左 | 基準額×2.10 | 13,230円 | 158,760円 |
| 第13段階 | 同左 | 基準額×2.30 | 14,490円 | 173,880円 |
| 第14段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が720万円以上820万円未満の者 | 基準額×2.40 | 15,120円 | 181,440円 |
| 第15段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が820万円以上1,000万円未満の者 | 基準額×2.60 | 16,380円 | 196,560円 |
| 第16段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が1,000万円以上1,500万円未満の者 | 基準額×2.80 | 17,640円 | 211,680円 |
| 第17段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が1,500万円以上2,000万円未満の者 | 基準額×3.00 | 18,900円 | 226,800円 |
| 第18段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が2,000万円以上の者 | 基準額×3.20 | 20,160円 | 241,920円 |

【第8期保険料 (藤沢市)】 令和3年度～令和5年度

| 段階 | 対象者 | 負担割合 | 月額 | 年額 |
|-----------|--|----------------------------------|--------------------|----------------------|
| 第1段階 | 同左 | 基準額×0.30 ^{*1} (0.50) | 1,650円 (2,750円) | 19,800円 (33,000円) |
| 第2段階 | 同左 | 基準額×0.50 ^{*1} (0.70) | 2,750円 (3,850円) | 33,000円 (46,200円) |
| 第3段階 | 同左 | 基準額×0.65 ^{*1} (0.70) | 3,575円 (3,850円) | 42,900円 (46,200円) |
| 第4段階 | 同左 | 基準額×0.90 | 4,950円 | 59,400円 |
| 第5段階(基準額) | 同左 | 基準額×1.00 | 5,500円 | 66,000円 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が125万円未満の者 | 基準額×1.10 | 6,050円 | 72,600円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が125万円以上200万円未満の者 | 基準額×1.30 | 7,150円 | 85,800円 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が200万円以上300万円未満の者 | 基準額×1.50 | 8,250円 | 99,000円 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が300万円以上400万円未満の者 | 基準額×1.60 | 8,800円 | 105,600円 |
| 第10段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が400万円以上600万円未満の者 | 基準額×1.80 | 9,900円 | 118,800円 |
| 第11段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が600万円以上1,000万円未満の者 | 基準額×1.90 | 10,450円 | 125,400円 |
| 第12段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が1,000万円以上1,500万円未満の者 | 基準額×2.00 | 11,000円 | 132,000円 |
| 第13段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が1,500万円以上2,000万円未満の者 | 基準額×2.20 | 12,100円 | 145,200円 |
| 第14段階 | 本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が2,000万円以上の者 | 基準額×2.40 | 13,200円 | 158,400円 |

*1 第9期においても国の保険料負担軽減策により低所得者の実質負担額の軽減が図られています。()内は軽減前のもの
 *2 「段階判定収入金額」とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計から、公的年金等に係る雑所得と租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことです。
 (合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得(所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の給与所得)から、10万円を控除した金額を用います。
 (控除後の金額が0円を下回る場合は、給与所得を0円とします。)
 *3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことです。(控除後の金額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。)
 ・第8期保険料における段階判定所得金額については、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計から10万円を控除します。
 (控除後の金額が0円を下回る場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得を0円とします。)